

母子保健での支援と児童発達支援について

令和7年度
母子保健課



1

1

鹿児島市
子どもすこやか安心ねっと事業の取り組みについて

～気がかりな段階から支援を～

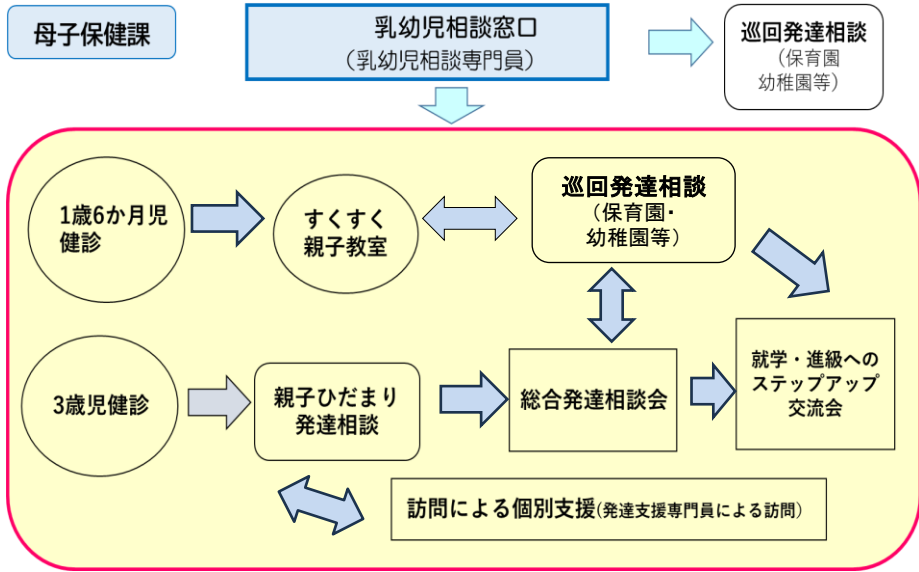


- 事業開始：平成13年度
- 目的：子どもの発達障害の早期発見、支援のため、関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援体制を整備し、子育てに関する保護者の不安の軽減を図り、子どもの健やかな発達を促す

2

2

鹿児島市子どもすこやか安心ねっと事業の体制図
(令和7年度)



3

発達のがかりや集団での困りがある場合

- ・乳幼児健診やひだまり相談
- ・すくすく親子教室
- ・総合発達相談会
- ・園への巡回発達相談等

医師、心理相談員や言語聴覚士、保健師、作業療法士等が対応(事業により異なります)

相談では、まず、発達のアセスメントを行い、児に応じた生活の場での関わり方や遊び、環境調整について助言を行います。相談後は、状況に応じて、成長を確認したり、集団での様子を確認したりしながら支援を行います。
さらに、専門的支援を必要とする場合は、児童発達支援事業を紹介します。

4

まずは、集団から そして、個へ

「障害者の権利に関する条例」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、発達のがかりがあっても、特別な支援を行う必要があるかどうか、見極める必要があります。

そのため・・・母子保健では、

- ①児のアセスメントを行い、通常の集団における環境の整備ができないかを検討します。
- ②対象児への個別の配慮を検討し、共通理解を図ります。
- ③十分に効果が得られない場合

医療や福祉などの関係機関と連携して支援を行うなど、**ステップを踏んで体制を整えていきます**

R7. 7月鹿児島県教育委員会作成の「幼稚園・保育園・認定こども園における特別支援教育の充実」を引用

5

①全ての幼児が過ごしやすい環境が整備されているか

全ての児を対象に、視覚支援やルール of 明確化などのユニバーサルな視点を取り入れて、過ごしやすい環境を整備

- ・注意・集中しやすいように掲示物を厳選
- ・活動の順番を伝えるなど、見通しがもてるような工夫
- ・指示等を視覚的に提示するなど、分からない時に確認できるような工夫
- ・活動や時間のメリハリを付けるために、動作を取り入れたり、友達と対話したりするなど、活動のバリエーションを豊富にして、集中が持続できるような工夫
- ・複数の活動内容を準備する等、自分で選択できるような工夫
- ・称賛や振り返りの場面を設定するなど「できた！」を実感できるような工夫

R7. 7月鹿児島県教育委員会作成の「幼稚園・保育園・認定こども園における特別支援教育の充実」を引用

6

まずは、集団から そして、個へ

②個別の配慮を検討する

- ・集中が困難な場合は、先生の近くで活動できるようにする
- ・指示理解が難しい場合は、指示を短くしたり絵カードなど分かりやすい方法で提示する。
- ・安心できる、集中できる座席の配慮を行う
- ・できることを考慮する。
- ・園内委員会で、個別の配慮について支援のアイデアを出し合う
- ・幼児の実態を把握するとともに、保護者や関係機関との連携を図り、個別の支援計画を作成する 等

R7. 7月鹿児島県教育委員会作成の「幼稚園・保育園・認定こども園における特別支援教育の充実」を引用

7

③関係機関との連携

関係機関が連携し、
切れ目のない支援を...

- ☐ 専門的な支援が必要な場合
 - ・児童発達支援事業を紹介
 - ・医療機関を紹介
 - ・県こども総合療育センターを紹介
- ☐ 保育園・幼稚園・認定こども園との連携
- ☐ 子育て支援施設との連携
- ☐ 就学先との連携

R7. 7月鹿児島県教育委員会作成の「幼稚園・保育園・認定こども園における特別支援教育の充実」を引用

8

8

本市の巡回発達相談の取り組み

集団生活での発達の気がかりがある場合、保育園や幼稚園等へ伺い、職員や保護者に対して、お子さんへの具体的な対応について助言を行います。

環境調整や子どもへの対応を工夫することで、日常生活での困りを減らすことができる場合もあります。**児童発達支援事業を紹介する前に、園で配慮することや家庭でできること等を一緒に考えます。**

9

9



巡回発達相談のご案内



【ことば】

- 言葉が遅い
- 会話が続かない
- 全体指示が入りにくい

【行動面】

- 落ち着きがない
- かんしゃくが激しい
- こだわりが強い

【運動面】

- 姿勢が崩れやすい
- 動きがぎこちない
- 手先が不器用

【人との関わり】

- 集団行動が苦手
- 1人遊びが多い
- 相手の気持ちが分からない

お子さんへの対応に悩んでいませんか？

巡回発達相談では、支援について一緒に考えます！

保育園や幼稚園、託児所等へ、市の乳幼児相談専門員がお伺いし、気がかりのあるお子さんの発達や行動について、園での様子をみたりお話を伺いながら、お子様に合った関わり方や日常生活での支援についてアドバイスを行います。

<ご利用の流れ>

- まずは、園より、右のQRコードからお申込みください。
- 受付後、母子保健課より「情報提供書の様式」がメールで届きます。
- 情報提供書を母子保健課へメール又はご郵送ください。
- 対象児の人数や年齢、状況を確認後、実施日を決定
- お電話にて事前打ち合わせ



申込みはこちら

※申込みは、園からの申込みとなります。保護者が希望される場合は、園を通じてお申込みください。

※実施可能日は、土日祝以外の平日です。

鹿児島市巡回発達相談

詳細はホームページで検索！

【問い合わせ先】

鹿児島市母子保健課

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

TEL:099-216-1485

Eメール: boshihoken@city.kagoshima.lg.jp

10

5

※こちらの資料は、施設用です。保護者への配布はお控えください。

■巡回発達相談で援助できる内容

- ① 乳幼児相談専門員（心理発達相談員、作業療法士、保健師等）が、お子様の生活場面や集団活動の様子を観察し、専門的視点から発達像のアセスメントを行います。
- ② 相談内容に対して関わり方や環境整備など、アドバイスします。
- ③ 総合的に判断した上で、児童発達支援事業を紹介場合があります。
- ④（希望があれば）保護者との面談を行います。



《 当日の流れ （例） 》

- 10時00分 園へスタッフが到着後、当日の流れ等を確認
- 10時15分 保育場面の行動観察
- 11時15分 カンファレンス(担任の先生方とのお話)
～対応や支援について、一緒に検討します～
- 11時45分 終了

■相談後の対応について

- ① 保護者への説明
基本的に、今後の対応や支援については、園の先生から保護者へ説明していただきますが、保護者の希望があれば、乳幼児相談専門員から説明することもできます。
- ② 事後フォローについて
必要に応じて、相談後の様子や成長を確認させていただくことがあります。
- ③ 保健センターとの連携について
保健センターと連携し、乳幼児健康診査や発達相談時に参考にさせていただくことがあります。

★お願い
できるだけ、保護者の同意を得ていただくようお願いいたします。同意を得ることが難しい場合は、必ず事前にお知らせください。

インクルーシブな社会(障害の有り無しに関わらず、全ての子どもが共に学び合える社会)の実現には、周囲の理解と個々に応じた配慮が必要です。お子さんの対応について一緒に考えていきましょう。

児童発達支援ガイドライン

<令和6年7月見直し>

【ガイドラインの目的】

児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下単に「事業所等」という。）における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

〔障害児支援の基本理念〕

全てのこどもに関わる「**こども政策の基本理念**」に加え、障害のあるこどもの育ちと個別のニーズを共に、保障するため、「**障害児支援の基本理念**」を理解した上で、こどもや家族への支援、関係機関や家族との連携に当たっていくことが重要である。

<支援における関連法律>

- ・こども基本法 ・児童福祉法 ・こどもの権利条約
- ・はじめの100か月の育ちビジョン ・障害者の権利に関する条約

障害のとらえ方

・「社会モデル」という考え方

『障害＝バリア』は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害があいまって作り出されるもので、障害と共に生きること不便な社会

→この「社会的な障壁」を取り除き、また取り除くための手助けをして、差別を行わず、多様な人とのコミュニケーションをする力を磨き、行動することが「心のバリアフリー」の目指す共生社会に求められている。

「障害者の権利に関する条約」で位置付け

・「医学モデル」

障害は、個人の心身機能の障害によるもの

13

13

こども施策全体の基本理念

○全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

○ 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

○ 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。

○ 全てのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

○ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

○ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

14

14

障害児支援の基本理念（児童発達支援ガイドラインより）

① 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供

○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、**こどものウェルビーイング※1の向上**につながるよう、必要な発達支援を提供すること。

○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、**エンパワメントを前提とした支援**をすること

※1 ウェルビーイング…身体的、精神的、社会的に幸せな状態にあること

15

15

障害児支援の基本理念（児童発達支援ガイドラインより）

②合理的配慮の提供

○ 障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別の禁止等が定められている。障害のあるこどもの支援にあたっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性に応じ、合理的な配慮の提供が求められる。このため、障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する**社会的なバリア**となっているのか、また、それを**取り除くために必要な対応**はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。

16

16

障害児支援の基本理念(児童発達支援ガイドラインより)

③家族支援の提供

○ 家族の支援にあたっても、こどもの支援と同様、**家族のウェルビーイングの向上**につながるよう取り組んでいくこと。

家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、**エンパワメントを前提とした支援**をすること。

17

17

障害児支援の基本理念(児童発達支援ガイドラインより)

④地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進家族支援の提供

○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の**一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援**や、**地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組**を進めていくこと。

18

18

障害児支援の基本理念（児童発達支援ガイドラインより）

⑤事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供

○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の**関係機関**や障害当事者団体を含む**関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築**を図ること。

19

19

児童発達支援の定義

○ **児童発達支援**とは、日常生活における基本的な動作及び**知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援**を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療…を行うことをいう。

○ **児童発達支援センター**は、地域の障害児の健全な発達において**中核的な役割を担う機関**として、障害児を日々保護者の下から通わせて、**高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う**ことを目的とする施設とする。

20

20

児童発達支援の原則

・ 児童発達支援の目標

こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、**ウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要**であるため、以下を目標として支援を提供する

① アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実

乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、**安定したアタッチメント(愛着)を形成していくこと**。将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、**障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供すること**を通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

21

21

児童発達支援の原則

② 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

・ こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

③ こどもと地域のつながりの実現

・ こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、地域において全てのこどもが共に成長できるよう支援することを通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

22

22

児童発達支援の原則

④地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

- こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

23

23

児童発達支援の方法(児童発達支援ガイドラインより)

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせで行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。

■ こどもの発達の過程や障害特性に応じた発達のニーズ等の把握

- 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要

24

24

児童発達支援の方法（児童発達支援ガイドラインより）

■ 総合的な支援

- 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、**5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援**

■ 特定の領域に重点を置いた支援

- 5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、**5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援**
- こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であることから、上記の「**本人支援**」に加え、「**家族支援**」、「**移行支援**」、「**地域支援・地域連携**」もあわせて行われることが基本である。

25

25

児童発達支援の環境（児童発達支援ガイドラインより）

- こどもが興味関心を広げ、こどもによる選択ができるよう配慮すること。
- こどもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、設備や環境を整え、衛生管理や安全の確保等に努めること。
- 温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

26

26

児童発達支援の社会的責任（児童発達支援ガイドラインより）

- 権利行使の主体としてこどもの人権に十分配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や意見を尊重して児童発達支援を行うこと。
- こどもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、児童発達支援の内容について適切に説明し、相談や申入れ等に対し適切に対応すること。
- 地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、事業所等が行う児童発達支援の内容を適切に説明すること。
- 支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにするとともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講じること。
- 通所するこどもやその家族の個人情報適切に取り扱うこと。

27

27

児童発達支援の内容 ①本人支援

（児童発達支援ガイドラインより）

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、**こどもの育ち全体に必要な支援を組み立てていく必要**。

障害特性に応じた配慮事項

- 視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙（選択性かん黙）、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。

特に支援を要する家庭のこどもに対する支援にあたっての留意点

- こどもの行動や態度、表情など、支援に当たって気に留めておくべき点（例：虐待が疑われるこども、生活困窮が疑われる家庭のこども、外国にルーツのあるこどもに応じた留意点）に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気づきやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。

28

28

児童発達支援の内容 ①本人支援 5領域

健康・生活	運動・感覚	認知・行動	言語・コミュニケーション	人間関係・社会性
○健康状態の維持・改善	○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上	○認知の特性についての理解と対応	○コミュニケーションの基礎的能力の向上	○アタッチメント（愛着）の形成と安定
○生活習慣や生活リズムの形成	○姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得（感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成）	○言語の受容と表出 ○言語の形成と活用 ○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ○コミュニケーション手段の選択と活用 ○状況に応じたコミュニケーション等	○遊びを通じた社会性の発達
○基本的生活スキルの獲得	○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の補助及び代行手段の活用 ○感覚の特性への対応	○行動障害への予防及び対応		○自己の理解と行動の調整 ○仲間づくりと集団への参加

29

児童発達支援の内容 ②家族支援

- こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定充実につながる。
- 
- アタッチメント（愛着）の形成
 - 家族（きょうだいを含む）からの相談に対する適切な助言等
 - 障害の特性に配慮した家庭環境の整備

30

30

児童発達支援の内容 ③移行支援

支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるように支援を提供していくことが重要。



- ・ 保育所等への移行支援
- ・ ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
- ・ 保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携
- ・ 同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり

31

31

児童発達支援の内容 ④地域支援・地域連携

- ・ こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。



- ・ 通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援

32

32

関係機関との連携

○障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。

○このため、事業所等は、日頃から、関係機関との連携を図り、児童発達支援が必要なこどもが、円滑に児童発達支援の利用に繋がるようにするとともに、その後も、こどもの支援が保育所等や学校等に適切に移行され、支援が引き継がれていくことが必要である。

○セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である

33

33

児童発達支援(児童発達支援ガイドラインより)

①発達支援(本人支援及び移行支援)

②家族支援

③地域支援



障害のある子どもの個々のニーズに対し、支援ごとのねらいを達成するために、それに必要な支援内容を具体的に提供しながら、総合的に支援を行うものである。



「本人支援」だけでなく、「家族支援」「地域支援」を通して、**育ちの環境を整えていくことが極めて重要**である。

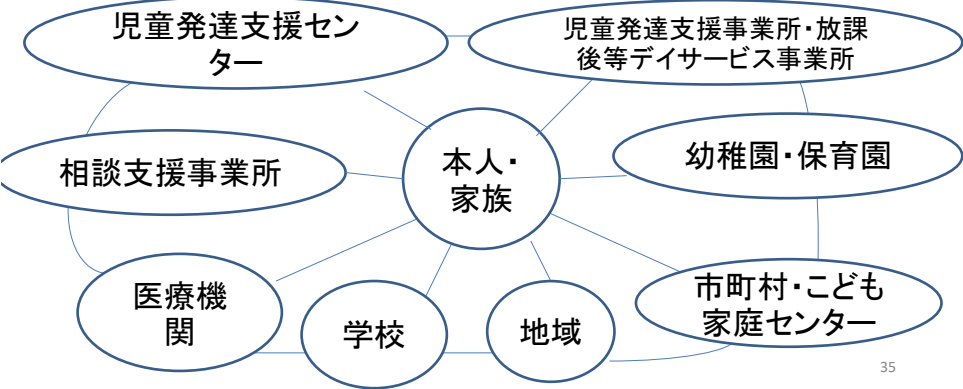
さらに、発達支援により得られた障害のある子どもが健やかに育っていくための方法について、**家庭や地域に伝えていくことも重要**である。

34

34

関係機関との連携（児童発達支援ガイドラインより）

子ども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、情報を共有することにより、生涯のある子どもに対する理解を深めることが必要である。



35

移行支援（児童発達支援ガイドラインより）

＜保育所等への移行支援、ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備＞

- ・ 具体的な移行や将来的な移行を見据えたこどもの発達の評価・支援
- ・ 具体的な移行先との調整
- ・ 移行先との支援方針・支援内容の共有や、こどもの状態・親の意向
- ・ 支援方法についての伝達
- ・ 家族への情報提供や移行先の見学調整
- ・ 移行先の受け入れ体制づくりへの協力・移行先への相談援助
- ・ 進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助（※）

＜保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携＞

- ・ 併行利用先とのこどもの状態や支援内容の共有（例：得意不得意やその背景、声掛けのタイミングやコミュニケーション手段の共有）
- ・ 併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整

＜同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり＞

- ・ 地域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流

（※）「移行」の視点を持った本人や家族に対する支援は、「本人支援」や「家族支援」と内容が重なる場合もある。

36

36

移行時の引継ぎ

- ・ 子どもの成長とともに、連携の機関が変わっていく。子どもの次なるステージへの移行時は、丁寧な移行支援が必要。
- ・ 移行先へは、「移行支援シート」や「夢すこやかファイル」等の連携ツールを利用しながら、子どもの状況や支援の内容を的確に伝えていく必要がある。

※「夢すこやかファイル」…鹿児島市作成の相談支援ファイルで、市のホームページからダウンロードすることができる。

37

37

保護者との関わり（児童発達支援ガイドラインより）

※子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、**子どもや保護者に対する丁寧な説明**を常に心がけ、**子どもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。**



家族支援は発達支援の要

- ・ 障害の気づきから告知後の障害の受容へのサポート
- ・ 子どもの発達の理解の促進や具体的な情報提供
- ・ 他の保護者との出会いの場や子育て情報の提供
- ・ 心のケア、育児支援、家庭での生活支援
- ・ 虐待の可能性がないかの見守り

38

38

保護者との関わり（児童発達支援ガイドラインより）

子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、**子どもや保護者に対する丁寧な説明**を常に心がけ、**子どもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。**

①保護者との連携

日頃から子どもの状況やニーズについて共通理解を図ることが重要なため、**子どもの発達状況や医療的ケアや介助の方法、適切な姿勢、気になることなど、連絡ノート等の活用して保護者と共有することが必要。**また、保護者の希望やニーズに応じて、こどもへの関わり方を学ぶ**ペアレント・トレーニング等を活用し**、子どもの育ちを支えられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。

39

39

保護者との関わり（児童発達支援ガイドラインより）

②こどもや保護者に対する説明責任等

運営や支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。

③保護者に対する相談援助等

信頼関係を築きながら、保護者の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行う必要がある。
（定期的な面談や訪問相談、親の会、兄弟姉妹や祖父母への支援）

40

40

支援の質の向上（児童発達支援ガイドラインより）

- 適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要である。
- 事業所における課題について、共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するため、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。
- 職場研修等を通じて自己研鑽を図る必要がある
- 設置者は、外部研修にも積極的に参加できるよう職員の知識や技術の向上に向けた機会を確保することが必要である。

41

41

子どものアセスメントと支援

- 子どもの発達に照らし合わせて、子どもや家族に合った支援方法を見い出す
- ↓
- 測定された評価から
 - ①支援方法を一緒に考える
 - ②適切な時期に、適切な刺激を、適切な方法で与えること
 - ③全体像をフィードバックする



42

42

支援の方向性



その障害の固有の認知特性(障害特性)から起こる困難さに対して・・・

特性を踏まえた上での支援(配慮や工夫)と
治療教育的視点での関わりを実践し、
障害を持つ人の生活(暮らしや学び、働く)を
充実させ、その人の成長・発達を保障していく
必要がある。

☆子ども達に『どのような力を身につけさせたいのか』『どのような子どもに育ててほしいのか』目標・計画・実施・評価に積極的な役割を果たす専門性が求められる

43

43

3つのポイント

- ① 人的環境の整備
- ② 物理的環境の整備
- ③ 関係性の深まり



視覚・聴覚・臭覚・触覚・味覚など・・・
五感に対して心地よい刺激を与えることで
脳を活性化させ、感覚を磨く活動を行う。
それを共に体験し、関係性を深めていく事が
大切です！

44

44

構造化・視覚支援など



45

音楽療法・運動療法など



46

46

自己肯定感を高める

「できた」「上達した」といった成功体験で自己肯定感を高めることが大切



47

47

- ・子どもが自分の能動的【自ら進んで行動しようとするさま】な生き方を阻害されたり、促進させたりする要因を自覚できる
- ・環境を整備することで「困っている状態」を相手に伝えることができるようになる



自分らしく生活できる



48

48